

川越市エコチャレンジイベント認定事業実施要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、川越市で実施される式典、催し、講演会等（以下「イベント」という。）について、環境への負荷を主催者及び参加者が協力して軽減するとともに、広く環境意識の啓発を促す川越市エコチャレンジイベント認定事業について必要な事項を定めるものとする。

(対象となるイベント)

第2条 本要綱は、市内で開催される、誰もが参加できるイベントで、来場者1,000人以上を予定しているものを対象とする。

但し、1,000人未満のイベントについても、申し出に応じ本要綱に準じて取り扱うことができるものとする。

(環境配慮の内容)

第3条 イベント主催者は、次に掲げる事項について、適切に環境配慮に取り組むものとする。

- (1) 全般的な環境配慮
- (2) 廃棄物の削減・省資源
- (3) 省エネルギーの推進
- (4) 交通負荷への配慮
- (5) 来場者への環境啓発
- (6) 出展者・出店者への環境啓発
- (7) 運営における環境配慮

(申請)

第4条 認定を希望する者は、当該イベントの実施1ヶ月前までに「エコチャレンジイベント認定申請書」(様式1。以下「申請書」という。)に「エコチャレンジイベントチェックシート」(様式2。以下「チェックシート」という。)を添付し、環境部環境政策課へ提出する。

2 前項の申請は、イベントの開催ごとに行うものとする。

(認定基準)

第5条 認定の基準は、次のいずれかを満たすこととする。

- (1) チェックシートにおいて25点以上の環境配慮に取り組むこと
- (2) チェックシートにおいて該当項目の40%以上の環境配慮に取り組むこと

(審査)

第6条 市長は、提出された申請書およびチェックシートにより、当該イベントが前条に定める認定基準を満たしているか審査するものとする。

(認定)

第7条 市長は、審査の結果、当該イベントが認定基準を満たし、環境へ配慮しようとしていると認められた場合には、主催者に「川越市エコチャレンジイベント」の認定及びエコチャレンジイベント認定マークの使用について通知するものとする。

(実施)

第8条 主催者は、チェックシートにて予定した環境への配慮事項について適切に実施するものとする。

(報告)

第9条 主催者は、当該イベント実施後1ヶ月以内に「エコチャレンジイベント実施報告書」(様式3。以下「報告書」という。)に以下の書類を添えて、市長に報告するものとする。

- (1) 実施状況を記入したチェックシート
- (2) イベントの概要を記載したもの(広報用チラシ等)
- (3) 会場写真
- (4) 環境配慮の取り組みが分かる写真

(公表)

第10条 市長は、報告内容をもとに、実施結果を市ホームページ等にて公表するものとする。

(認定の取り消し)

第11条 市長は、実施報告書等により、当該イベントが第5条に定める基準に達しないと認められる場合に認定を取り消すことができるものとする。

(庶務)

第12条 認定事業に関する庶務は、環境部環境政策課が行う。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条第 2 号及び第 9 条第 1 号の規定並びに様式 1 から 3 までの様式は、平成 20 年 7 月 1 日以降の申請から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 7 日から施行する。